

構成市町民の皆様へ

小山広域保健衛生組合の訴訟について 和解が成立しました

このたび、平成17年より裁判上で争ってきまして「一般廃棄物処理委託契約」に関するコンポストの引き取り事業について、当事者間において和解が成立しましたので、その内容等について、ご報告します。

裁判の経緯

本裁判での争い

この訴訟は、平成3年11月27日に(株)県南衛生工業（以下、「県南」という）との間で締結した「一般廃棄物処理委託契約書」第15条の「搬入された数量とほぼ同じ数量を無償で県南の処理場にて引渡し、小山広域保健衛生組合（以下、「組合」という）の所有物となる」との規定が、コンポスト（広域の焼却灰と宮城県の下水道汚泥を混合処理したもの）の引き取りを義務とするものか、権利とするものかを争ったものであり、この契約に端を発したものでした。

県南に委託する以前の組合の焼却灰の処分については、昭和63年から福井県敦賀市のキンキクリンセンターに最終処分を委託していました。しかし、平成2年に同市の住民の反対運動から、搬入が困難となり、処分先も見つけられる状況ではなかったため、その後の最終処分場の確保が急務となっていました。

そこに、県南が、組合の焼却灰を一部原料とした堆肥化をすることで、安価に処理

することができるとの提案をしてきました。組合としては、焼却業務を停止させることはできないという使命感により、先に述べた契約書を平成3年11月27日に締結し、平成4年4月1日から平成19年3月31日までの15年間処理処分を委託したものでした。

当組合では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、基準値内の焼却灰を搬出していましたが、平成15年8月15日独立行政法人肥料検査所仙台事務所の立ち入り検査により、コンポストが肥料としての成果物でないと判断され、また、平成15年12月24日宮城県仙南保健所から産業廃棄物としての適切な保管を求めた改善命令が出されたことから、平成16年2月20日に県南は、当組合に対してコンポストの搬出を求める公害等調停事件の申立てをし、その後、仙台地裁にコンポスト約6万5千㎡の搬出と損害賠償金約31億7千万円等の支払いを求める訴訟を提起したものです。

組合は、「契約書第15条は、コンポストの引き取りの権利を定めたものであり、義務を定めたものではないこと及び本件コンポストは有価物になっていないため、引き取り義務はない」こと等を主張してまいりましたが、平成21年2月24日の仙台地裁判決、平成23年7月29日の仙台高裁判決ともに組合の引き取りと損害賠償の支払いを命じる判決となったものであり、この判決を不服として上告した最高裁においても棄却

とされました。

執行裁判での争い

県南は、高裁判決に仮執行権が付与されていたことから、平成23年8月9日及び8月18日に仙台地裁に代替執行の申立て等を行いました。仙台地裁での審尋期日は、平成23年9月27日から平成25年3月8日まで、14回開催されました。

組合では、県南の主張する代替執行に対し、弁護団会議、対策本部会議及び役員会を開催し、また、セカンドオピニオンの意見も考慮し、これまで焼却灰のコンポストへの生成を適正に履行しなかった県南に当該コンポストの処理処分を行わせることは、適正に処理処分できないとの考えから、組合の任意履行を主張してきました。

平成24年3月2日の第6回審尋までの裁

判官は、当組合の主張を認め、処理処分は組合の責任で行うものであり、県南に認められるのは、搬出までであるとしていましたが、平成24年4月の担当裁判官交代後の第7回以降の審尋においては、県南の搬出には処理処分までを含めるとの考え方が示されたことから、県南は自社による代替執行を強硬に要求してきました。

これらの一連の訴訟において、お互いの主張に対する和解案についても提示されましたが、当該コンポストが一般廃棄物（組合の焼却灰）と産業廃棄物（宮城県の下水道汚泥）の混合物の一般廃棄物とされる中で、県南が処理処分をした場合、県南の処分方法によっては、最終処分後においても当組合に一般廃棄物の排出者責任を問われる可能性があること、また、県南の処理処

H3. 11. 27	(株)県南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結
H4. 4. 1	廃棄物（焼却灰）搬出開始
H15. 8. 15	コンポスト（広域の焼却灰と宮城県の下水道汚泥を混合処理したもの）から基準値超の重金属検出
8. 21	廃棄物搬出を停止
H17. 6. 27	(株)県南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴
H21. 2. 24	仙台地裁判決（組合が搬出。損害賠償5.1億円）
H23. 7. 29	仙台高裁判決（組合が搬出。損害賠償2億円）
8. 9	(株)県南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立
8. 10	組合が最高裁に上告
8. 18	(株)県南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払命令申立
9.27～ H24.3.2	仙台地裁において第1回～第6回審尋（処理処分は組合の責任で行うとの心証）
H24. 3. 2	最高裁への上告棄却
4. 1	担当裁判官交代
5.28～ H25.3.8	仙台地裁において第7回～第14回審尋（搬出には処理処分も含まれるとの心証）
3. 29	仙台地裁決定（H25.4.1組合に正本到達）
4. 5	仙台高裁へ執行抗告（H25.11.15棄却）
5. 31	仙台地裁へ引渡請求の仮処分命令の申立（H26.1.17申立の却下）
8. 12	仙台地裁へ請求異議を提訴
11. 25	仙台高裁へ許可抗告の申立（H25.12.27抗告不許可）
12. 17	(株)県南衛生工業へ47億円が支払われる
H26. 4. 30	平成26年第2回組合臨時会 議決により和解成立
5. 2	請求異議控訴取下げ